

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第2号

埼 玉 県 教 育 局
県 立 教 育 機 関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（営利企業従事等許可願）」に改め、同条中「営利企業等に従事する」を「営利企業に従事等する」に、「営利企業等従事許可願」を「営利企業従事等許可願」に改める。

様式第八号中

「 要介護者 に関する 事項	氏 名		介護が必要となった時期 年 月 日
	続 柄		
連続する 一の期間	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
		介護が必要となった時期 年 月 日	
介護休暇の期間の初日から1年間 年 月 日から 年 月 日			
連続する 一の期間	年 月 日から	年 月 日	
連続する 二の期間	年 月 日から	年 月 日	
合 計	月（ 日）※6月（180日）を超		

要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容	連続するこの期 間における要介 護者の状態及び 具体的な介護の
月（ 日）	連続するこの期 間における要介 護者の状態及び 具体的な介護の
月（ 日）	

えない範囲 内容

「 要介護者 に関する 事項	氏名	
	続柄	
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
介護が必要となった時期		年 月 日

介護休暇の期間の初日から1年間		年 月 日から 年 月 日まで
連続する 一の期間	年 月 日から 年 月 日まで	月 (日
連続する 二の期間	年 月 日から 年 月 日まで	月 (日
連続する 三の期間	年 月 日から 年 月 日まで	月 (日
合計	月 (日) ※6月(180日)を超えない範囲	

連続する一 の期間にお ける要介護 者の状態及 び具体的な 介護の内容		
連続する二 の期間にお ける要介護 者の状態及 び具体的な 介護の内容		に定める。
連続する三 の期間にお ける要介護 者の状態及 び具体的な 介護の内容		

懲罰線十ヤロ中「営 利 企 業 等 従 事 許 可 願」や「営利企業従事等許可願」

に、 「営利企業等に従事したい」や「営利企業に従事等したい」に定める。

に 関

りの訓令に、平成二十八年四月一日から施行する。